四　昭和五十九年郵政省告示第六百十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表七の項及び一一の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

五　昭和六十年郵政省告示第二百十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項を次のように改める。

七	削除

第二項の表八の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一四の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

六　昭和六十二年郵政省告示第九百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表三の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

七　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一八の項を次のように改める。

一八	削除

八　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八三の項を次のように改める。

八三	削除

九　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項、一三の項及び一六の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除

第二項の表三一の項及び四九の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十　平成七年郵政省告示第七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

十一　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

十二　平成十一年郵政省告示第五百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十三　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五九の項を次のように改める。

五九	削除

第二項の表一七の項を次のように改める。

一七	削除

第二項の表一八の項及び三五の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十四　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九七の項を次のように改める。

九七	削除

十五　平成十七年総務省告示第千百五十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

十六　平成十七年総務省告示第千二百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

十七　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一六七の項を次のように改める。

一六七	削除

十八　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五二三の項を次のように改める。

523	削除

第一項の表六四五の項を次のように改める。

645	削除

第二項の表三の項を次のように改める。

3	(1)　東京都港区芝公園4－2－8　(219.00) (2)　埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字三箇字餅面3328　(51.00)
	北緯35度39分31秒東経139度44分44秒の地点と北緯36度04分23秒東経139度37分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域